

会議録(1)

会議の名称	平成25年度(第2回)入間市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成25年11月5日(火) 午後2時00分開会・午後3時6分閉会
開催場所	入間市役所 B棟5階 全員協議会室
議長氏名	松下庄一
出席委員(者)氏名	1号委員 大森善夫、斎藤勝子、関口徹、花島綾、 晝間達夫(会長代理) 2号委員 素谷光由、澤田壽一、寺師良樹、藤野美智子、 宮城公子 3号委員 浅見久美子、松下庄一(会長)、茂木勇夫 4号委員 富永豊、久山立能、藤木誠人
欠席委員(者)氏名	3号委員 永田雅良、杉田富徳
説明者の職氏名	1 議事 (1) 入間市国民健康保険税の税率等の見直しについて 宇津木主幹 (2) 平成25年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について 島崎副主幹 2 その他 次回会議予定について 原嶋主幹
会議次第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録(2)」のとおり(公開)
非公開理由	
傍聴者数	0人
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市長 田中龍夫 市民部長 大野勉 市民部次長 清水幸恵 保険年金課長 牛窪克己 保険年金課主幹 原嶋裕子、村田雄一、宇津木教芳 保険年金課副主幹 中山浩一、藤井隆行、坂本満 収税課長 入部兼徳 収税課主幹 野口鉄夫 健康福祉課長 吉澤隆 健康福祉課副主幹 島崎弘美
会議録作成方法	要点記録

会議録(2)

議事の概要(経過)・決定事項

司 会 次第により進行

1 開 会 司会 (省略)

2 会長あいさつ 松下会長 (省略)

3 市長あいさつ 田中市長 (省略)

4 資 問

市長が諮問書を読み上げた後、諮問書を会長に手渡す

5 議 事 (議長:会長)

- (1) 入間市国民健康保険税の税率等の見直しについて(諮問)
事務局からの説明・質疑応答の後、税率等の引き上げ内容については次回以降の審議となる
- (2) 平成25年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について
事務局からの説明・質疑応答の後に全員了解

6 そ の 他

事務連絡

次回会議予定について

7 閉 会 会長代理あいさつ (省略)

会議録(3)

発言者	発言内容
会長	<p>本日の議事録署名委員は、1号委員から花島委員、3号委員から茂木委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事1、先ほど市長から諮問を受けました「入間市国民健康保険税の税率等の見直しについて（諮問）」でございますけれども、これを国民健康保険運営協議会として答申を出すまでに色々とご協議いただきたいと思います。協議をするにあたりましては、まず、みなさまに入間市の財政状況や、国保税の税率等について具体的にご理解いただくのが、第一ではないかと思います。事務局からしっかりと説明いただき、みなさんがご理解いただいた上で内容を詰めていきたいと思っております。是非、よろしくお願ひしたいと思います。それから、広報6月1日号で、ピンチです！国保財政と題して、国保財政の現状の特集が掲載されました。また、10月1日号では、被保険者の状況等について掲載されております。みなさんもお目をとおしていただいたと思っております。では、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>これから平成26年度にかけて、みなさんと一緒に入間市の国保財政について勉強して行きたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>国民健康保険の会計は、入間市的一般会計から独立しています。一般会計とは分けるように国民健康保険法で定められているからです。それお財布を持っていて、そのお財布の中身でやりくりしているということです。一般会計に対応するかたちで特別会計と呼んでいます。市役所にはこうしたお財布がいくつかあります。介護保険や区画整理事業なども特別会計です。</p> <p>資料1-(1)の14ページの次に広報いるまの抜粋がありますのでご覧下さい。国保特別会計の収入の中身を大まかに分けると、国や県からの交付金、国保税、その他の収入、一般会計からの繰入金があり、これらの収入で成り立っています。国保は、被用者保険とは違って事業主負担の保険料が無いこと、被保険者に低所得者層が多いこと、経営主体である市町村の財政力を調整する必要があるといった理由で、国や県から大幅な財政支援を受けています。これが交付金です。</p> <p>次に繰入金です。繰入金には法定繰入金と法定外繰入金の2種類があります。法定繰入金は、一般会計から繰り入れるように定められたもので、一般会計から、満額ではありませんが、それに見合った額の繰入金をもらっています。</p> <p>さて、一般会計とはお財布が別なので、特別会計は自分のお財布の中身だけで収支を完結しなければなりません。収支のバランスがとれている状態が理想ですが、国保特別会計は支出の方が多いため、一般会計から援助してもらっています。これを一般会計繰入金その他繰入金と言います。または、先の法定繰入金に対して法定外繰入金とも言います。こ</p>

これからこの会議では、法定外繰入金に統一して呼ぶこととします。

資料1-(1)の14ページをご覧ください。平成24年度埼玉県内の国保加入者一人当たりの法定外繰入金一覧です。国保加入者一人に対して一般会計が援助している金額と考えて下さい。志木市、坂戸市、長瀬町、東秩父村の4自治体では法定外繰入金がありませんが、ほとんどの自治体で、額の大小はあるにせよ法定外繰入金を注入し、国保を維持しています。国保は、市民の命を守る最後の砦ですから、自治体は、何が何でも国保を維持しなければならないという意志の表れです。

額を見ると、戸田市の45,754円が飛びぬけて高いですが、29,517円の入間市は、ときがわ町38,292円、蕨市31,687円に続き高い方から4番目となっています。また、これを国保に加入していない人も含めて再計算してみると、入間市では一人当たり9,014円という数字になります。

この9,014円は、総額13億5,457万808円の法定外繰入金を単純に入間市の人口で割っただけの数字です。赤ちゃんからお年寄りまで、社会的な立場に関係なく、国保を維持するためにご負担いただいた金額で、この中には会社の保険に加入している人や後期高齢者医療制度に加入している人も含まれています。自分は、会社の保険組合などに保険料を払っているのに、国保維持のためにも負担しているという意味です。一般会計の立場になって考えると、法定外繰入金として国保に注入しなければ、1人あたり9,014円を別のかたちで市民還元できたと考えていただいても差し支えありません。

国保税は目的税ですから、お財布の収支をバランスさせるために、支出から、国や県からの交付金、その他の収入の合計額を引いて残った部分、つまり足りない分を国保税で賄うというのが本来の姿です。では、総額13億5,457万808円の全てを国保税で賄うと、つまり法定外繰入金をなくすとどうなるか、シミュレートした結果を広報いるまに掲載しました。特集2をご覧下さい。国保税は現在の1.5~1.6倍に跳ね上がっています。

一般会計の場合は、収入額の見込みに応じた事業予算を組んで、収入に見合う事業を行えば収支の均衡を図ることが可能ですが。しかし、国保会計は、収入が不足するからといって市民が病気やケガを治療するために使う支出を抑えることができませんから、支出に応じた収入を確保しなければなりません。ここが一般会計との大きな違いです。また、これが原因で財政運営が非常に難しいものとなっていることをご理解いただきたいと思います。ですから、今年度は残り5ヶ月ありますが、今後どれくらいのお金を使うかを正確に算出することは不可能です。そんな中、平成33年までの歳入の予測をしたのが資料1-(1)の8ページのグラフです。平成33年度の予算規模は今年度より100億円以上肥大化するかも知れません。法定外繰入金も、それに合せて増えることになります。額は、25億円を超てしまう可能性もあります。

年度末のたびに、市の財政課と法定外繰入金の額を巡って話し合いをしています。平成24年度を例にあげますと、財政課は、もうこれ以上

法定外繰入金を出せないと言ってきました。一般会計にも事情があるわけですから仕方ないとしても、国保は医療機関に医療費を支払わなければなりません。平成25年度の予算を先食いするかたちで支払いをしていくしかない状況にまで追い込まれました。その後、入間市国保の経営努力が国に評価されて8千6百万円の交付金が追加されたことで窮地を脱しました。しかし、今後も厳しい状況は続くと考えています。

資料1-(2)の5ページをご覧ください。入間市は平成10年の税率改正を最後に、所得割を見直していません。それは、国保加入者のうち、大半の世帯の所得水準が低いため、法定外繰入金で賄いきれるなら保険税率を引き上げないで頑張ろうという市の政策的な考えがあったからです。資産割は昭和62年が最後の見直しですが、今の基準で他の市町村と比べると高めに設定されています。高めに設定された資産割のお陰で入間市の国保が維持できたという一面もあるかも知れません。

この協議会は、市長の諮問機関ですので、保険税率の見直しについてこれから来年にかけてご検討いただき、平成26年8月を目途に、市長に答申します。市長は、答申を参考に自分の考え方をまとめ、市議会に諮ります。けれども、この協議会からの答申がそのままの状態で決まるとはかぎりませんので、ご承知おき下さい。

では、具体的な検討に入ります。

今日のこの会議では2点、協議していただく事項があります。法定外繰入金の適正額と、見直しにかける期間です。ですが、今日は協議の入り口で、協議事項も答申の根幹をなす部分でもあります。また、本日この会議の時間にも限りもありますので、まずは、国保制度や入間市の国保財政について理解を深めていただくことが先決と考えています。

資料1-(1)の2ページをご覧ください。はじめに、法定外繰入金をどれくらい減額するかについて検討していただきます。事務局案を3つ用意しました。全ての案が平成24年度決算をベースに考えてあります。これらは、何らかのたたき台がないと検討を始められない恐れがありますので、例として挙げたものです。協議会として別の目標値を導き出すこともできまし、見直しをしないという結論を出すことも可能です。

例(1)は、国保税額を7億円増額する案です。資料1-(1)の5ページをご覧ください。根拠は埼玉県西部11市の国保加入者一人当たりの法定外繰入金の平均値を入間市にあてはめ、そこから導き出した数値です。国保税額を7億円増額することで、法定外繰入金を6億5千万円まで圧縮することができます。

例(2)は、国保税を9億円増額する案です。資料1-(1)の6ページをご覧ください。根拠は県内の近隣3市の国保加入者一人当たりの法定外繰入金の平均値を入間市にあてはめ、そこから導き出した数値です。国保税額を9億円増額することで、法定外繰入金を4億5千万円まで圧縮することができます。

例(3)は、国保税を11億円増額する案です。これは、県内のうち、2方式で課税している市と町の最高税率を参考に導き出した数値です。

2方式という言葉が出てきましたので、課税方式について説明します。

	<p>資料1－(3)をご覧ください。</p> <p>このうち、資産割と平等割をなくした課税方式を2方式と呼んでいます。資産割は、入間市に納めていただいている固定資産額に応じて課税している税で、固定資産を持っていない世帯より多く課税されることから不平等だとか、市外にある不動産には課税されないのは不公平だとか、あるいは二重課税だといった意見があります。この資産割には、被用者保険が先に創設され、その後に国保が整備されてきたという医療保険制度の歴史的な経緯があります。国は、国民皆保険を実現するために、被用者保険に加入していない全ての人、つまり、自営業者や無職者、高齢者を国保に強制加入させたのですが、元々大半の世帯の所得水準が低いので、所得割や均等割だけでは十分な税収を確保できず、財産を持っている世帯に負担を求めたもののように、それが現在まで残っています。</p> <p>なお、入間市の国保税に占める資産割の割合は、約19.3%となっています。</p> <p>また、平等割は、いわゆる世帯割で、一世帯に国保加入者が何人いてもいわば基本料金として一律に課税される税です。1人加入世帯でも、6人加入世帯でも同額が課税されています。国保創設期と比べると一人世帯の割合が大幅に増えており、不平等に感じられる税となっています。入間市の国保税に占める平等割の割合は、約9.0%です。</p> <p>資料1－(3)の裏面をご覧ください。資産割と平等割は、全国的に無くなる方向で動いていて、いずれスタートする広域国保では2方式課税が採用される見込みです。資産割と平等割の廃止に伴う減額分は、所得割と均等割に転嫁する必要があります。課税方式の変更については、日を改めて詳細にご検討いただきたいと考えております。</p> <p>わたくしの説明は以上とさせていただきます。ご質問などをいただきながら、入間市の国保について理解を深め、ご検討いただけたらと存じます。</p>
会長	国保財政、法定外繰入金の問題について、事務局から説明をいただきました。委員のみなさんから、質問をしていただきたく時間をとりますので、よろしくお願いしたいと思います。
澤田委員	まず、この協議会で、これから6回に渡って国民健康保険税を値上げするかどうか審議することですが、前提条件がいくつかあると思います。市民部長から答弁していただきたいのですが。こういう事態を招いた責任があると思います。責任の所在が、はっきりしないと、私は、この協議会で6回に渡って議論する自信はありません。簡単に言えば、1号委員が税率を上げるのに納得してしまえば、私達はどうでもいいということになってしまうのですよ。ですから、この様な事態に、何故なったかというのを部長から答弁してください。
会長	事務局。

事務局	難しい質問なのですけれども。国保は、各市町村が運営体になります。全国の各市町村がそれぞれの事情を抱える中で、国保税率を決めていくことになります。今のお話のとおり、入間市では平成10年から15年間税率の見直し、値上げをしていなかったというのは、首長の考え方として国保税率をなるべく抑えて、その足りない分は税金を投入してでも国民健康保険を守っていこうという考え方があったものです。これに対して、議会からも反論ということはありませんでしたので、入間市の考え方としては、国保税率を抑えて、足りない分は税金を投入してでもこの国民皆保険の砦を守っていこうと、執行部も、議会もそういう方向でやってきたということになります。誰の責任かという話しになりますと、それは首長を選んだのも、議員を選んだのも市民ですので、市民の責任ということで答弁させていただきます。
澤田委員	明快な答弁をしていただければ、今後、この審議を一生懸命やりたいと思っております。私も以前に税率を上げる時に、1号委員一人一人に答えろとか、色々乱暴なことを言いましたが、基本的には、当然昔に上げておけばよかったのに上げなかっただけが来たと部長も認識していますから、これをどうするかということはじっくり資料を読んで、これから議論をしていきたいと思っています。まあ、はっきり言えば木下前市長の考えでこうなったのですから。私は、高齢者福祉審議会の方にも出席していますけれど、そちらの方も諮詢を受けました。その時の委員長さんが、0.1%でも、0.2%でも、0.3%でも上げればいいのにと、影で嘆いているわけですね。市長は、0%と言ったのですね。それもいざれ付けが来ると思います。それと同じことがここに来ているわけですから、20年間いい思いした人は一人だけで、これを私達が一生懸命議論してやらざるを得ないというのも。まあ、褒章を貰ったからめでたいというわけにもいかないと思うのですけれども、これぐらいの嫌味はいいと思うのですけれどもね。それでは、私も皆さんと一緒に一生懸命審議をやっていきたいと思います。以上です。
会長	ありがとうございました。澤田委員の明解なお話がありまして、私も以前この委員になった時に、1号委員答えなさいなんていうご質問をされているのを、よく聞いておりました。今、澤田委員からお話がありましたけれども、出発点として、部長さんの方からお話があったように、これからみなさんとご論議をしていただいて、これから6回に渡ってというお話しですけれども、そういう方向にいくだろうと思いますので、みなさんがご検討いただいてひとつの方針が出せるようですね、ご協力いただければと思います。とくに、今回の問題について、ご質問等ございますでしょうか。お分かりにならないところは、どんどん質問していただいて結構だと思います。

1号委員のみなさんというのは、被保険者の代表ということでですね、それなりの立場でおられると思います。1号委員のみなさんからご質問

	等あれば、事務局にお答えをいただくというように思うのですけれど。
関口委員	質問というより、今まで国保税率を抑えてもらって得をしていましたといふか、1号委員であり、国保はお金が無いというのも分かっています。今回の諮問は、国保税率を上げることが前提ということなのですか。どうなのですか。
会長	諮問の内容について、事務局から説明がありましたけれども、やはり、この国保税の税率について今置かれている状況の中で、どれをどの程度引き上げていけばいいのかというですね、そういうみなさんのご論議になるだろうと思います。イエスか、ノーかを問うものではないと思います。
関口委員	消費税も上がることですし、なるべく急激にとかでなく、なるべく抑えて、抑えてやっていただきたいと思います。お願いになりますが。
会長	ほかにどなたか。
花島委員	私の方からは、質問なのですけれども。事務局の説明は、私は凄く分かり易くて、とても参考になりました。要するに、入る部分と出て行く部分があるのに噛み合わなくてはいけないというところだと思うのですけれど。抑えているところは、やはり市の方が努力してやられているのかなと思うのですけれども。この資料の1-(1)の14ページのところに、志木市ですか、長瀬町ですか、東秩父村とか、坂戸市もそうですね、法定外繰入金が0円というところがありますけれど。これが、どうして0円になって、入間市がどうして2万9千いくらという差額がでるのか、ちょっと不思議に思いました。
会長	事務局。
事務局	県内では、確かに0円の市町村が年度を通じては、2、3市町村はあります。これは、変動があります。0円の市町村が、全て毎年0円かというと0円ではございません。飯能市は、一昨年は0円でしたが、昨年は繰入金があります。医療費の伸び具合とか、予算規模が凄く大きいですから、入間市の場合約170億円、一般会計は約370億円、福祉部の予算以上の予算規模になります。その読み方が非常に難しい。そういう点がまずございます。それと、0円の市町村は、税率改正を行なって税率を上げているところがほとんどでございます。それによって、法定外繰入金が、0円に近づくという形です。医療費をみると、県内市町村一人当たりの医療費の平均は28万7千円です、入間市も28万7千円で、法定外繰入金が0円のところもほとんどその金額に近い数字でありますので、やはり国保税の税率によって法定外繰入金が0円かまたはこれが出てしまう差だと分析をしております。

会長	大森委員は、いかがですか。
大森委員	今まで、これは、ちょっと得をしてきたわけですから、仕方ないのでないですかね。ある程度上がるというのは。どうしようも無いのではないかと思います。そういう方向で、進めていただければと思います。
会長	斎藤委員、いかがですか。
斎藤委員	同じです。
会長	同じですと言われるとあれですけれども。私ども、1号委員のみなさんが一番それなりに影響があるわけですから、みなさんのご発言を大事にしていかないといけないというふうに思っております。
斎藤委員	病院に何度もかかっていて、物価も上がっているものですから、国保税が上がってもしようがないと思います。
会長	やはり、1号委員のみなさんが、ご理解していただいて論議を進めることができ第一だろうと思っております。1号委員のみなさまが、疑問がありましたら、どんどん質問してもらうことが大切ではないかなということで、今、ご指名をさせていただきました。
会長代理	平成10年度に国保税率が上がったということで、それから15年間全然上がらなかったということですけれども。これだけ多くの歪みが出た以上、上げざるを得ないのではないかと思います。まして、これからは、社会保障費の結構なものが上がると思いますので、市の財政としても負担が多くなると思います。多少なりとも消費税も上がりますから、消費税の上がらない年に国保税率を上げたら良いのではないかと思います。
会長	ありがとうございました。花島委員は、事前にお配りした資料を読んでいただいたて、今、説明を聞いていただきました。すぐ、これで結論を出す、方向性を出すというのは、ちょっとわたし自身もですね、1号委員のみなさんの属する組織というのがあると思いますし、そちらの方のみなさんのご意見を聴いていただくことも大切だらうと感じております。そういう意味で、時間はかかるだらうと思いますけれども、みなさんは、ある程度のことについては、ご理解をいただいているようございますので。ここで、1、2、3どれがいいのだという論議をするよりもですね、一つの方向性としては、税率を上げていくということについては理解をしているということで、みなさんお持ち帰りをしていただいて、次回の協議会で一つの結論を出してはどうかと思いますが、1号委員のみなさん、いかがでござりますか。

会長代理	埼玉県が広域化になった場合、2方式にするということが書いてあるのですが。入間市は4方式ですが。その時は、また、税率が変わったりするのですか。
会 長	事務局。
事 務 局	埼玉県市町村国保広域化等支援方針によりますと、県内は、2方式で統一することが望ましいということで、県でも、それで意思決定をしているところでございます。ただし、国では、社会保障制度改革国民会議の報告を受け、これから臨時国会で持続可能な社会保障制度の確立を図るためのプログラム法案が提出されます。それによりますと、2方式にすることまでは明記されていません。地方の県ですと資産割がないと困るような県もあるということなのですが、埼玉県は、ほとんどが都市化しておりますので、都市化については、2方式にするのが通常になっております。ですから、入間市も、資産割が先ほど担当の方から説明がありましたが、固定資産税の二重課税とか、県外に土地を持つ人は課税がされないのとか、そういった矛盾点が多いので、資産割額40%をだんだん引き下げていく、30%、20%、10%、0%。例えばの案ですが、それを、4回することによって必然的に2方式化になります。平等割につきましても、同様です。それを、4回に分けてやれば最終的には0円になっていきます。今、1号委員さんの方からも意見がございましたが、やはり激変緩和ということです。いっぺんに、それらを、全て下げるということは、被保険者の立場から考えると、それは難しい、困難じゃないかなというように事務局としても思っておりますので、激変緩和措置として、それを何回かに分けて税率の見直しを行ないたいということも、ひとつ議論をしていただいて、みなさんのご意見をいただきたいと考えております。
会 長	ありがとうございます。 ここまでで、質問はおありでしょうか。
富永委員	ちょっと、私、最初戸惑ったのですけれども、資料1-(1)の2ページですか。7億円増額する場合とか、9億円増額する場合とかの表現を使っているのですが。これをよく理解していなかったのですけれど、要は国保税を7億円増額する場合は平成24年度決算ベースで国保加入者一人当たりの法定外繰入金が1万5千円になるよと、国保加入者一人当たりの法定外繰入金を1万5千円までに抑えれば国保税7億円の増額で済みますよと、それから、国保加入者一人当たりの法定外繰入金を9千5百円に抑えれば国保税が9億円の増額になりますよと。従って、資料の(2)の例なら法定外繰入金が約4億円ぐらいまで下がるよと、そういうことですよね。ちょっと、ここ、理解できなくてですね。それとですね、実施時期の問題で、7ページの平成27年度以降2年に1回ずつという

	<p>のような形で案が出ているのですけれど、確かに広域化は何年でしたか、今、計画されているのは。要するに、県の方に1本化されるという。そうするとですね、多分、県に一本化されればですね、保険者が県になればですね、いわゆる税率なども全県一律になってくるわけですよね。だから、入間市だけ、こういう率とはいかなくなるわけですよね。確かに、省内、同じ率になるわけですよね。2方式になって、所得割が何%、均等割がいくらという数字が出てくると、省内全部同じ率になっちゃうわけですよね。そうすると、この平成31年、33年なんて悠長なことは言っていられないであろうと。この時は、既に保険者が県一本になって、県の方で数字を決めてくるのであろうなと思っているのですが。</p>
会 長	事務局
事 務 局	<p>まず、1点目の2ページに書いてある7億円、9億円については、富永委員さんの仰るとおりです。これは、ひとつの案として算出しています。2点目の県の広域化方針につきましては、第一次広域化方針と今年の4月に第二次の広域化方針と、確かに第一次の広域化方針の時には平成30年ということで、2方式化が明確化してありました。その後の国等の動向や、第二次広域化方針だと、それが不明確です。完全に2方式にしなさいとは、書いていないのです。それから、省内の市ですが、2方式化について、運協と議会に説明して、2方式化へ進んでいるのに、今度は県が及び腰になってしまい、2方式化というのは明記されていなかったため、議会に説明してしまったのに、どうするのだろうということで、かなりもめたということも聞いております。それと、広域化は、今回上げられるプログラム法案の中で、予定としては平成29年度に実施することになっています。ただ、それぞれの県の立場がございますので、県も平成29年度ということは明確には話しておりません。現在、2方式になった時に、省内どこに住んでいても同じ所得なら同じ保険税ということは、撤回しております。2方式化になった時には、2通り、国は考えています。1つは、省内統一の税率。所得に対して税率を掛けて、県又は広域連合ができるのかどうかわかりませんが、そこに納付する直接納付方式。もう一つが、各市町村で保健事業を一生懸命やっていくとか、それから収納率を上げているとか市町村によって違うわけです。一生懸命やっている市町村に対しては、この程度でいいという分賦金方式というのですが、その市町村に見合った金額を納付する方式。以上、その2方式が考えられています。最近の記事を見ますと、分賦金方式になる可能性の方が強いようです。であれば、2方式化は、かなり先になると思います。これは、あくまでも事務局の案ですが、平成33年度くらいまでに行なえば、広域化によって2方式になってしまって大丈夫ですし、徐々に資産割等減らしていきますので、万が一、途中で2方式化に変わっても、ある程度は対処できるのではないかという判断で案を作ったわけでございます。以上で、ございます。</p>

会長	ありがとうございました。 ほかにございませんでしょうか。
澤田委員	<p>所用があって、これで中座させていただくのだが。</p> <p>首長さんによって、こういう問題は左右されると思うのですよ。田中市長さんは、当選して1年経つけれども、ずっと最初から国保への繰入金15億円を半分にしたいと、7億円浮かしたいと、それをほかに有効に使いたいと、明解にあっちこっち講演しに行った時に言っていますよね。とくに、医師会関係に来ると15億円を半分にしたいと言っていますよね。最初から言っていますから。これは、市長の方針に沿って事務局が原案を作っていますよね。ですから、田中市長には、なるべく最後までいてもらって、本音を聞いた方がいいかなと思っていますので、事務局の方で時間をとってもらって、田中市長から色々な考えを、何で15億円を7億円にしたいと、そっくりそれを国保被保険者から取ると、最初から言っているのですから、何の不思議もないと私は思っていますので、その辺は、市長本人から1回聞く機会を持っていただければありがたいと思っています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、ほかにございませんでしょうか。</p> <p>無ければ、今、1号委員のみなさんに一人ずつお話を伺いましたけれども、質問に出されました見直しについては、1号委員のみなさんはご了解いただいたということでいいでしょうか。</p>
1号委員全員	異議なし。
会長	<p>では、2号委員から4号委員のみなさんも、とくに1号委員のみなさんにも、良い、とご了解いただいたということでございますので、次回は今日の事務局の説明をもとに、どういう方向でこの問題を考えるかという方向でいきたいというように思いますので、議題の1につきましてはご了解いただいたということで締めさせていただきたいと思います。</p> <p>では、議題の2の方に入ります。</p> <p>議事2「平成25年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について」、事務局より説明を願います。</p>
事務局	資料2の2ページをご覧ください。その中の款8保健事業費 項1特定健康診査等事業費 目1特定健康診査等事業で744千円の増額を計上しています。これは、特定健診等データ管理システム(国保連合会)改修に伴う、それに対応するパソコン等機器一式の購入のためで。財源としては、款12予備費において744千円を減額して対応します。
会長	ただいま補正予算の資料2について、ご説明していただきました。み

なさんの方から何かございますか。

それでは、ご質問等なければ、2号議案については、ご了解いただいたということでよろしいでございましょうか。

異議なしとの声あり。

ありがとうございました。

それでは、1号議案、2号議案ともみなさんのご了解を得ましたので、進行を事務局の方にお渡しいたします。

以上

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成25年12月17日

会長 松下庄一

指名委員 茂木勇夫

指名委員 花鳥綾